

健康こども課の主な事業

八幡平市の保健事業

八幡平市の子育て支援事業

- 妊娠～出産期の支援
- 乳幼児期の支援
- 妊娠～出産期、乳幼児期、小学校までの子育て期間中の支援やサービス
- 家庭児童相談・支援、女性相談・支援



市政情報

八幡平市の保健事業

健康こども課

八幡平市は、市民一人一人が自らの健康づくりに積極的に取り組み、住み慣れた地域の中で、心身ともに「健康」で暮らすことができるよう、さまざまな事業を行っています。

生涯を健康で過ごすための保健事業の内容について、説明します。



楽しく健康づくりを進め、 健やかに生きがいのある暮らしを目指しましょう

- ◇1 健康づくり事業
- ◇2-1、2-2 生活習慣病予防事業
- ◇3-1、3-2 歯科保健事業
- ◇4 精神保健事業
- ◇5-1、5-2、5-3 予防接種事業

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇1 健康づくり事業

市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康づくりに取り組むこと、また、健康づくりの意識が高まることで、病気を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的としています。

【健康相談】

- 各地区で開催
- 個別による相談(随時)

【健康教育】

- 各地区で開催
- 各種教室(集団)で開催

【市民健康講座】

健康に関する正しい知識の普及・啓発を行う目的で開催します。

テーマは、健康課題に合わせて計画します。

市民の方であれば、どなたでも参加できます。

【栄養改善】

- 各地区での栄養教室の開催
- 食生活改善推進員による伝達・講習会

◇2-1 生活習慣病予防事業

市民の健康増進を図るため、正しい生活習慣と知識を身につける教室の開催や、病気の早期発見・早期治療のため、各種検診等を行っています。

【各種検診】

○ 市民の方で、対象に該当する方が受診できます。

検診名	対 象
肺がん検診	40歳以上（65歳以上は結核健診を兼ねる）
肝炎ウイルス検査	40歳以上で過去に検査を受けたことのない方
前立腺がん検診	50歳以上の男性
骨粗しょう症予防検診	20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の女性
大腸がん検診	35歳以上
胃がん検診	40歳以上
子宮頸がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢の女性
脳ドック費用助成	40～60歳の5歳刻み年齢の方（1回限り）



◇2-2 生活習慣病予防事業

市民の健康増進を図るため、正しい生活習慣と知識を身につける教室の開催や、病気の早期発見・早期治療のため、各種検診等を行っています。

【医療用補正具(医療用ウィッグ・乳房補正具)購入費用の一部助成】

- がんの治療により生じた外見の変化をカバーし、社会参加に取り組む助けとなるよう医療用補正具の購入費用の一部を助成します。
- 対象者は、八幡平市民で、がんの治療を過去に受けた、又は治療を受けている方で、治療に伴う症状により医療用補正具を必要とする方
※申請は、医療用補正具1種類につき1回限りです。
- 助成金額は、医療用補正具1種類につき、助成対象経費の2分の1の額(上限2万円。千円未満は切り捨て)

◇3－1 歯科保健事業

生涯を通じた歯及び口腔の健康の保持増進を図ります。

「8020運動(80歳で自分の歯を20本以上残そう)」を推進し、取り組みを進めています。

【歯周病予防健診】

- 目的 自分の歯の喪失を予防し、口腔の健康の保持増進を図ることを目的に実施します。
- 対象 20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳、80歳の方
- 内容 市内の委託歯科医院で、無料で歯科健診を受けられます。
※事前予約が必要です。
- 周知 対象者に個別通知します。

◇3-2 歯科保健事業

生涯を通じた歯及び口腔の健康の保持増進を図ります。

「8020運動(80歳で自分の歯を20本以上残そう)」を推進し、取り組みを進めています。

【8020表彰】

- 対象 市内に住所を有する80歳の方
- 内容
 - ① アンケート調査
郵送にてアンケート調査を行います。
 - ② 歯科健診
アンケート調査で、20本以上の歯があると回答し、表彰を希望する方は、市内の委託歯科医院で健診を受けていただきます。
 - ③ 表彰
歯科健診の結果、20本以上の歯がある方を表彰します。



◇4 精神保健事業

精神保健福祉法及び自殺対策基本法に基づき、精神保健に関する相談や精神障がい者の社会参加への支援を行います。また、メンタルヘルスや自殺予防に関する普及啓発を推進します。

【事業内容】

- 個別相談（訪問・電話等）・・・ 随時
- こころの健康相談（医師による相談）・・・ 年5回開催（要予約制）
- 精神障がい者社会復帰事業「りんどうの会」（当事者の会）
・・・ 月1回開催
- 自殺防止関連事業の実施
 - ・ ゲートキーパー養成研修
 - ・ 自殺予防普及啓発キャンペーン など

◇5-1 予防接種事業

個人予防、いわゆる、個人の発病・重症化防止を目的とし、次の予防接種を行います。

【季節性インフルエンザ】

- 対象者
 - ・ 65歳以上の方
 - ・ 60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをする者 及び ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする方(身体障害者手帳1級程度)
- 接種補助料金
 - 市で2,200円を補助します(1シーズン1回のみ)。
- 補助時期
 - 毎年、10月～翌年1月末(予定)
- 通知
 - 補助時期に合わせ、個別通知します。

◇5-2 予防接種事業

個人予防、いわゆる、個人の発病・重症化防止を目的とし、次の予防接種を行います。

【高齢者の肺炎球菌感染症】

○ 対象者

- ・ 65歳の方
- ・ 60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいや、ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや、身体障害者手帳1級相当

※既に、23価肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けた方は、対象外となります。

○ 接種補助料金

市で4,000円を補助します（1人1回のみ）。

○ 接種時期

毎年、4月1日～翌年3月31日

○ 通知

対象者へ個別通知します。

◇5－3 予防接種事業

個人予防、いわゆる、個人の発病・重症化防止を目的とし、次の予防接種を行います。

【新型コロナウイルス感染症】

- 対象者
 - ・ 65歳以上の方
 - ・ 60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをする方及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする方（身体障害者手帳1級相当）
- 接種補助料金
 - 市で12,100円を補助します（1シーズン1回のみ）。
- 補助時期
 - 毎年、10月～翌年1月末（予定）
- 通知
 - 補助時期に合わせ、個別通知します。

◇5-4 予防接種事業

個人予防、いわゆる、個人の発病・重症化防止を目的とし、次の予防接種を行います。

【帯状疱疹】

○ 対象者

- ・ 年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
- ・ 101歳以上の方(令和7年度のみ)
- ・ 60歳～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級相当)

※既に、自己負担、及び助成を受けて接種した方は、対象外となります。

○ 接種補助料金

市で、以下の通り補助します。

生ワクチン使用の場合(1回接種) 4,000円

組換えワクチン使用の場合(2回接種) 11,000円(実施期間内の接種回数分 2回まで)

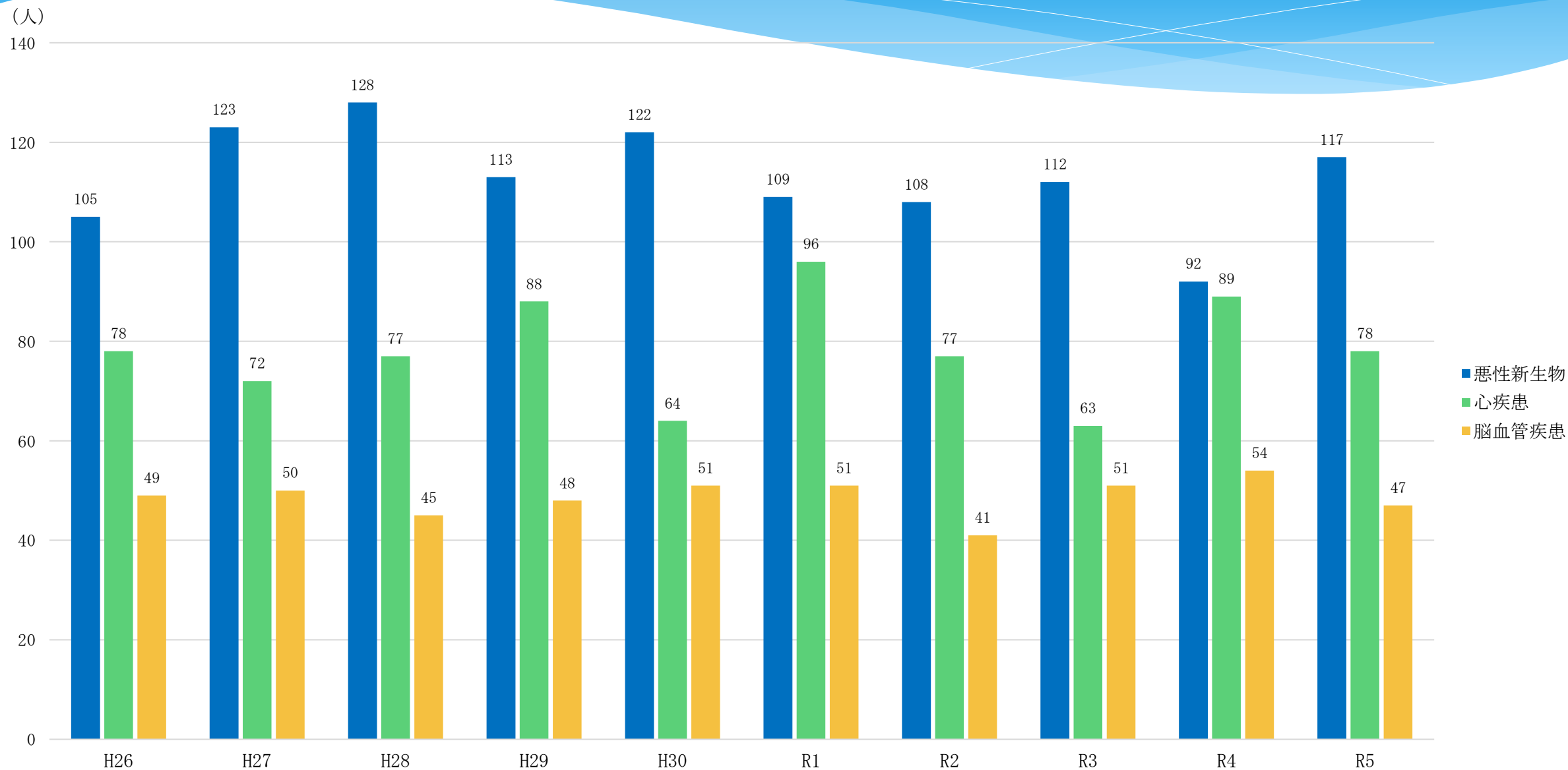
○ 補助時期

毎年、4月1日～翌年3月31日

○ 通知

対象者へ個別通知します。

八幡平市の死因別死亡数



自殺死亡率の年次推移



厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より作成
(自殺死亡率:人口10万人当たり死亡率)

市政情報

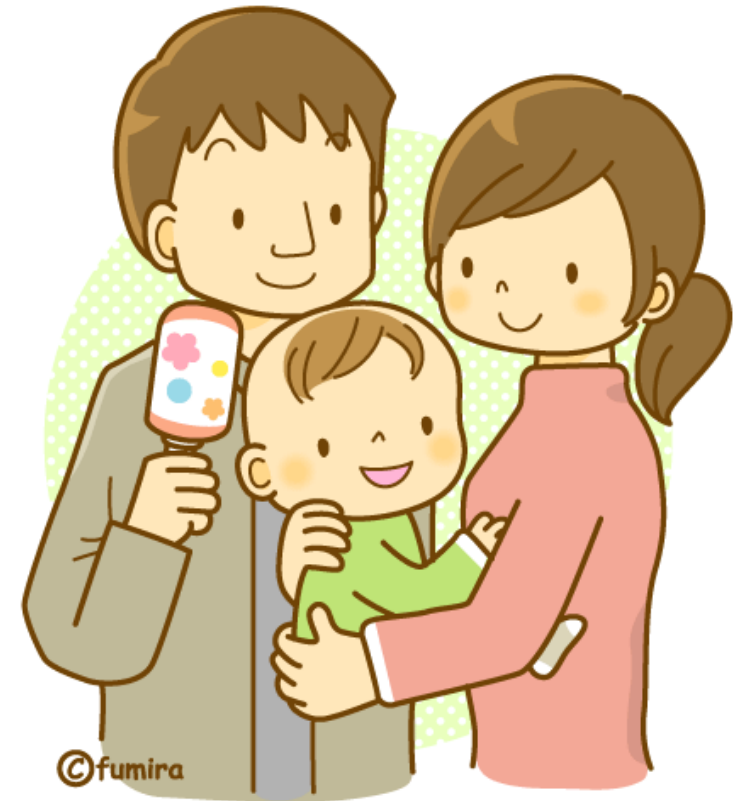
八幡平市の子育て支援事業

健康こども課

八幡平市は、市民の皆さんが安心して子どもを産み育てることが
できるまちづくりのため、さまざまな子育て支援に取り組んでい
ます。

**妊娠期から乳幼児期までの
子育て支援事業を紹介します。**

※ 資料中に表記している **上乗せ事業** とは、国や県の
基準を超えて給付やサービスを行っている事業です。



妊娠～出産期の支援

- ◇ 1 妊婦健康診査受診費用の助成
- ◇ 2 妊婦歯科健康診査受診費用の助成
- ◇ 3 もうすぐパパママ教室
- ◇ 4 ハイリスク妊産婦アクセス支援事業
- ◇ 5 産婦健康診査受診費用の助成
- ◇ 6 妊婦等包括相談事業と妊婦のための支援給付金事業
- ◇ 7 産後ケア事業
- ◇ 8 産婦人科・小児科オンライン医療相談事業



上乗せ事業

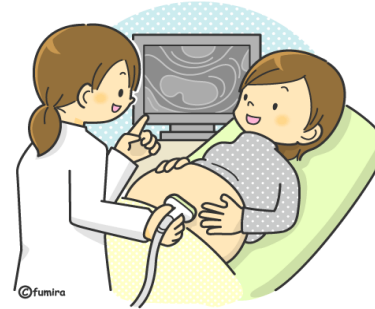
支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 妊婦健康診査受診費用の助成

母子保健法に規定されている妊婦健康診査を受診するための経済的負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を支援します。

【対 象】

- 市内に住所を有する妊婦



【内 容】

- 妊婦 1 人につき、1 4 回分の健康診査受診費用と子宮頸がん検診受診費用を助成します。
- 母子健康手帳の交付時に、費用助成を受けられる受診票を交付します。
 - ※県外で受診した場合、費用はいったん医療機関の窓口で支払っていただきますが、産後 3 か月以内に市の窓口で手続きすれば、自己負担分について助成します。
(助成額の上限あり)

◇ 2 妊婦歯科健康診査受診費用の助成

妊娠期に必要な健康診査を受診するための経済的負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を支援します。

【対 象】

- 市内に住所を有する妊婦

【内 容】

- 妊婦歯科健康診査受診費用（1回分）を助成します。
- 母子健康手帳の交付時に、費用助成を受けられる受診票を交付します。

【その他】

- 市内の委託歯科医院で健診を受けることができます。
- 事前に予約をしてから受診してください。

◇ 3 もうすぐパパママ教室

もうすぐお子さんが生まれるご夫婦を対象に、親同士が交流できる場を提供するとともに、妊娠・出産・育児等についての知識や情報を伝え、安心して出産を迎えられるよう支援します。

【対 象】

- 市内に住所を有する妊婦及び夫



【内容等】

- 内 容 妊娠中の栄養管理、沐浴（もくよく）、パパ妊婦体験、歯のお話、お産についての講話、赤ちゃんふれあい体験、赤ちゃんのお世話練習
- その他 事前に申し込みが必要です。申し込み締切日、持ち物や場所等、母子健康手帳の交付時に配布しているチラシをご覧ください。

◇ 4 ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

安心して出産できる環境の充実のため、ハイリスク妊産婦の周産期母子医療センターへの通院等に係る交通費等の助成を行います。

【対象者】

- 妊娠の継続や出産の状況によって母子両者または母子のいずれかが重大な予後が予想される「ハイリスク妊産婦」であって、市内に住所を有する県内または県外の周産期母子医療センターに通院または入院している妊産婦（一時的に県外の実家等に居住した場合などは対象外）

【対象経費】

- ハイリスク妊産婦が妊婦健診、診療または分娩のために周産期母子医療センターへ通院もしくは入院または近隣の宿泊施設に待機宿泊する際に要する経費

【助成金額】

1回の出産につき、上限50,000円

【その他】

該当する病院や助成対象となる交通費等については、窓口でご相談ください。

◇ 5 産婦健康診査受診費用の助成

母子保健法に規定されている産婦健康診査を受診する際の経済的負担軽減と産後うつ予防及び新生児への虐待予防を目的として行います。

【対 象】

- 市内に住所のある産婦

【内 容】

- 産後 2 週間前後と産後 1 か月前後に受診する産婦健康診査の費用を助成します。
- 母子健康手帳の交付時に、費用助成を受けられる受診票を交付します。

※県外で受けた場合、健診料はいったん医療機関の窓口で支払っていただきますが、市の窓口で手続きすれば、全額助成します。

◇ 6 妊婦等包括相談事業と妊婦のための支援給付金事業

すべての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊婦等包括相談事業と経済的支援を一体とした支援を行います。

上乗せ事業

【伴走型相談支援】

- 妊娠期から出産・子育てまで身近で相談に応じ、必要な支援につなぐため、保健師と3回の面談を行います。

（1回目：妊娠届出時、2回目：妊娠8か月頃、3回目：出産後、赤ちゃん訪問時）

【経済的支援】

- 妊娠届出時の面談後に妊婦支援給付10万円、出生届出後の面談後に子育て支援給付50万円を支給します。

※ただし、2年以内に市外に居住し、または転出したときは返還の対象となります。



◇ 7 産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケア及び育児のサポートを行うことにより、母子及びその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とします。

【対 象】

市内に住所がある産後1年未満のお母さんと赤ちゃんが対象です。

【内 容】

- 母親の産後の体調管理及び保健指導、栄養指導
- 母親の心理的ケア
- 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む。）
- 沐浴等の育児の手技についての具体的な指導及び相談
- 母親が産後ケア事業を利用する間の子の一時預かり等（デイサービス型に限る。）

【利用回数】

- 訪問型、デイサービス型それぞれ1人2回まで

【利用者負担金】

- 国、県の補助により、無料となります。

◇ 8 産婦人科・小児科オンライン医療相談事業

妊娠、出産、子育てに関わる不安解消などを目的に、市内の妊産婦や育児中の保護者の相談支援体制の強化を図ります。

【対 象】

- 市内に住所がある妊産婦、育児中の保護者など

【内 容】

- 産婦人科医、小児科医、助産師にスマートフォンから医療相談ができるサービスです。
- 市民であれば、何度でも無料で相談ができます。
- 相談方法は以下の3つです。

「いつでも相談」 LINEやメールで相談 常時受付・24時間以内に回答

「夜間相談」 LINEや電話で相談 平日午後6時～10時・10分間予約制

「日中助産師相談」 LINEで相談 月・水・金の午後1時～5時・予約不要

「みんなの相談検索」 相談事例を検索できる 24時間検索可能

乳幼児期の支援

- ◇ 1 乳児健康診査（個別健診）受診費用の助成
- ◇ 2 - 1、2 - 2 乳幼児健康診査（集団健診）
- ◇ 3 新生児聴覚検査受診費用の助成
- ◇ 4 未熟児養育医療給付
- ◇ 5 赤ちゃん訪問・相談及び各種教室
- ◇ 6 予防接種

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。



◇ 1 乳児健康診査（個別健診）受診費用の助成

母子保健法に規定されている乳児健康診査を受診するための経済的負担を軽減し、乳児の健康の保持増進を支援します。

【対 象】

- 市内に住所を有する乳児

【内 容】

- 乳児健康診査の受診費用を助成します。
- 出生届出時に、費用助成が受けられる受診票を交付します。

【使用する時期】

- 1 か月児健診
- 9 ～ 1 0 か月児健診

※ 1 か月健診を県外で受けた場合、健診料はいったん医療機関の窓口で支払っていただきますが、産後 3 か月以内に市の窓口で手続きすれば、自己負担分について助成します。（助成額の上限あり）

◇ 2 - 1 乳幼児健康診査（集団健診）

母子保健法に規定されている乳幼児健康診査を集団で行い、お子さんの成長発達の確認や病気等の早期発見のために行います。

【対 象】

- 市内に住所を有する乳幼児

【健診の種類】

- 乳児健診（3～4 か月児、6～7 か月児）
 - ※ 6～7 か月児は、歯科衛生士による歯科相談あり
 - 1 歳児健診
 - ※ 歯科衛生士による歯科相談あり
 - 1 歳 6 か月児健診（歯科健診あり）
 - 2 歳 6 か月児歯科健診
 - 3 歳児健診（歯科健診あり）
- ※ 希望でフッ化物歯面塗布あり

◇ 2 - 2 乳幼児健康診査（集団健診）

母子保健法に規定されている乳幼児健康診査を集団で行い、お子さんの成長発達の確認や病気等の早期発見のために行います。

【内 容】

- 問診、身体計測、診察、保健及び栄養指導、歯科健診及び歯科相談
希望者にはフッ化物歯面塗布（歯科健診を行う時）

【その他】

- 対象時期は「八幡平市母子保健事業日程表」でご確認ください。
対象者には、約 1 か月前にお知らせします。
- 3 歳児歯科健診で、むし歯のない親子を対象に表彰します。



◇ 3 新生児聴覚検査受診費用の助成

母子保健法に規定されている新生児の聴覚検査を受診するための経済的負担を軽減し、新生児の聴覚障害の早期発見と早期支援を行います。

【対 象】

- 検査を受けた新生児の保護者で、検査日に市内に住所を有する者

【内 容】

- 新生児聴覚検査の受診費用を助成します。
- 母子健康手帳の交付時に、費用助成を受けられる受診票を交付します。
- 生後2～5日頃の入院中に実施します。

【助成額】

3, 0 0 0 円

※県外で受けた場合、検査料はいったん医療機関の窓口で支払っていただきますが、受診日から1年以内に市の窓口で手続きすれば、助成します。

◇ 4 未熟児養育医療給付

身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。

【対 象】

- 市内に居住する未熟児で、医師が入院治療を必要と認めた者

【給付について】

- 指定養育医療機関での養育医療に係る入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額に対して公費により負担します。
- 世帯の所得税額に応じて、治療費の一部は自己負担になりますが医療費助成事業の対象となり、還付が受けられます。

◇ 5 赤ちゃん訪問・相談及び各種教室

母子保健や育児支援のため、家庭訪問や相談・各種教室等、さまざまな事業を行っています。

【赤ちゃん訪問】

- お子さんが生まれた後、市の保健師が訪問し、育児相談や心配事相談に応じます。
また、健診・予防接種等について説明します。

【産後ケア事業】

- 安心して子育てができるように、医療機関にて産後ケアを利用できるデイサービス型と、助産師の訪問により自宅で産後ケアを利用できるアウトリーチ型があり、授乳や育児の相談などが受けられます。

【相談】

- 随時、実施しています（電話や来庁など）。

【各種教室】

- 離乳食教室

詳しくは、「八幡平市母子保健事業日程表」をご覧ください。



◇ 6 予防接種

お母さんからもらった赤ちゃんの免疫（病気に対する免疫力）は、生後数か月の間に自然と失われていくため、予防接種で免疫をつくり、感染症を予防します。

【定期予防接種】

- ロタウイルス感染症、B型肝炎、小児の肺炎球菌感染症、ヒブ感染症、四種混合、五種混合、二種混合、BCG、MR、水痘、日本脳炎、HPV感染症

【接種方法】

- 出生届出の際や集団健診時または郵送で予診票を配付します。接種時期になったら、あらかじめ委託医療機関に予約をしてください。
- 接種当日は、予診票、母子健康手帳、保険証（資格確認書）をお持ちください。

【その他】

- 任意の予防接種（おたふく、インフルエンザ）については、医師と相談のうえ接種してください。詳しくは、お問い合わせください。※ 一部費用の助成があります。

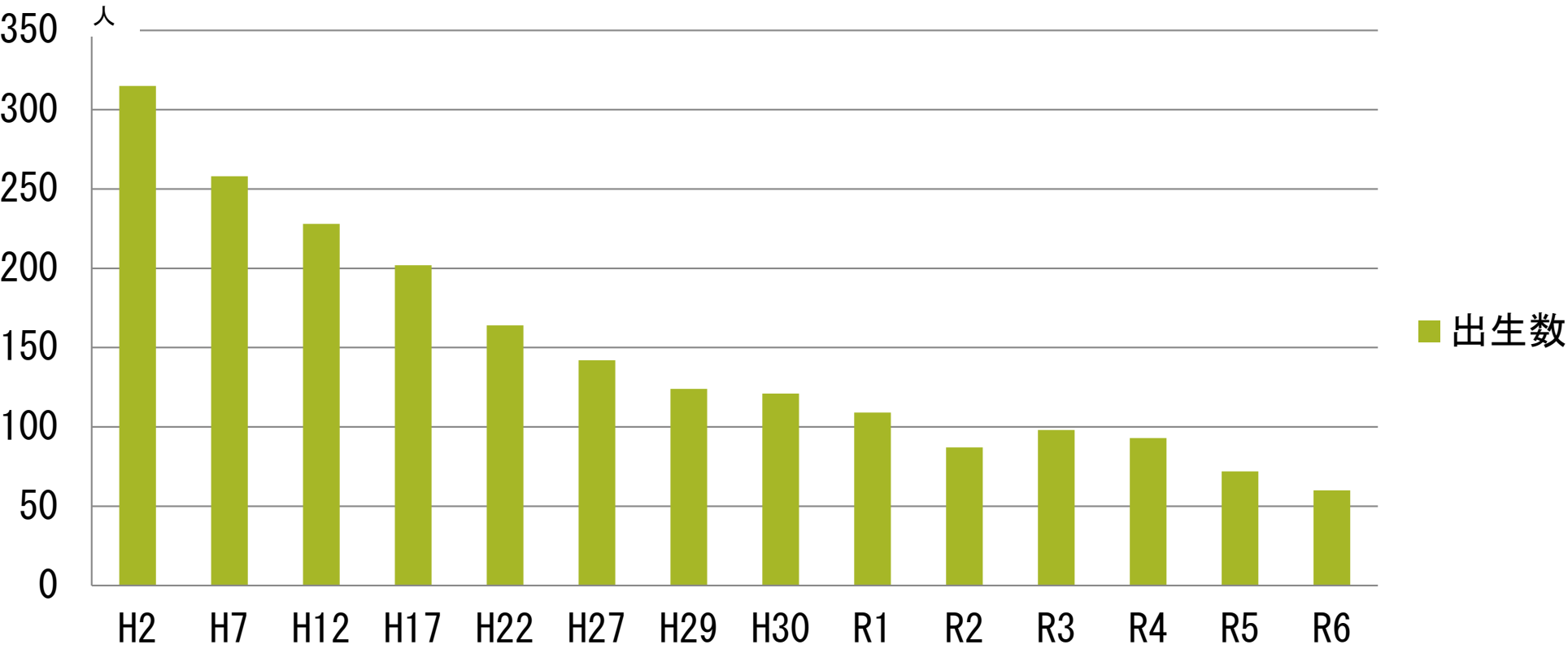
グラフで見る 八幡平市の出生数の状況



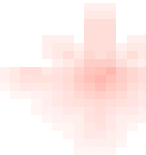
出生数の推移

単位：人

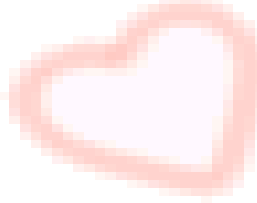
	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
出生数	315	258	228	202	164	142	124	121	109	87	98	93	72	60



出典：岩手県人口移動報告年報



市政情報



妊娠～出産期、乳幼児期、 小学校までの子育て期間中の 支援やサービス

子育て支援係



妊娠～出産期

- ◇ 1 子育て支援ヘルパー派遣

市単独事業

乳幼児期（小学校入学前）

- ◇ 2 子育て応援在宅育児支援金
- ◇ 3-1、3-2 保育所
- ◇ 4 特別保育
- ◇ 5 つどいの広場・子育て支援センター
- ◇ 6-1、6-2 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

小学校

- ◇ 7 学童保育クラブ（小学6年生まで）



支援内容詳細は、次ページ以降をご覧ください。

1 子育て支援ヘルパー派遣

妊娠～出産期

産前産後の妊産婦のいる家庭を子育て支援ヘルパーが訪問し、安心して育児ができるように支援を行います。

市単独事業

【対 象】

- 母子健康手帳交付後の妊婦がいる家庭(出産前24時間まで)
 - 1歳未満の乳児がいる家庭(出産後1年間24時間まで)
 - 3歳未満の2人以上の多胎の子がいる家庭(1歳の前日までに24時間、1歳から2歳の前日までに24時間、2歳から3歳の前日までに24時間)
 - 3歳未満の子がいるひとり親家庭(上記と同じ)
- (いずれも妊婦又は母親を援助する者がいない家庭が対象)

【支援内容】

- 家事援助、育児補助、病院や健診への付き添い
- 料金は無料



2 子育て応援在宅育児支援金

乳幼児期（小学校入学前）

子育て世帯の経済的な負担を軽減し、こどもを安心して育てることができる環境を充実させるため、保育所等を利用せずに在宅で育児を行う世帯に対し支援金を支給します。

【対象児童】

次の要件を全て満たす児童が対象です。

- 八幡平市内に住所を有している
- 生後8週間を超え満3歳未満の第2子以降の児童

※18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童のうち年長者を第1子と数える

- 保育所等を利用していない

【支給額】

対象児童1人につき月額10,000円

【注意】

育児休業給付金を受給している方は申請できません（配偶者含む）

3-1 保育所（園）

乳幼児期（小学校入学前）

保護者が働いていたり、病気にかかったりしているなど、「保育を必要とする理由」に該当することにより、家庭において保育することができないお子さんを保護者に代わって保育するところです。

【入所資格（保育を必要とする理由）】

1. 就労（1か月60時間以上）している場合
2. 妊娠中、出産後間がない場合
3. 病気や心身に障がいがあるなどの場合
4. 同居または長期入院している親族を常時介護・看護している場合
5. 火災や風水害などで被害を受け、その復旧の間に家庭で保育できない場合
6. 継続して求職活動をしている場合
7. 就学中である場合、職業訓練を受けている場合
8. その他、上記以外の特別な事情により保育できない場合



3-2 保育所（園）

乳幼児期（小学校入学前）

保護者が働いていたり、病気にかかったりしているなど、「保育を必要とする理由」に該当することにより、家庭において保育することができないお子さんを保護者に代わって保育するところです。

【保育料】

○保護者の市（区町村）民税所得割額により決まります。

○八幡平市では、子育て支援の一環として、保育料を国の基準額よりも大幅に低く定めています。

○保護者の扶養しているお子さんが2人以上いる場合には、第2子以降3歳未満児の保育料が無料となります。

※現在、国の施策として3歳以上の保育料は無料となっています。

○3歳以上のお子さんの副食費について、月額4,800円を補助しています（私立幼稚園含む）。

【入所申込み】

○就労証明書などの必要書類を添えて、申込書を提出します。

その後、市が審査を行い、入所の可否についてお知らせします。

4 特別保育

乳幼児期（小学校入学前）

保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するため、一時的に保育を希望する場合や休日に保育を希望する場合に保育を行います。

【一時保育】

通院や冠婚葬祭などの用事の時だけではなく、育児をがんばっているお母さんお父さんのリフレッシュのためにもご利用いただけます。

○ 公立保育所の場合（私立保育園では保育園によって条件が異なります）

利用可能年齢・・・4月1日時点で満2歳以上のお子さん

利用時間・・・・・・8時30分から16時30分まで

利用可能日・・・・月曜日～土曜日（年末年始・祝日を除く）

【休日保育】

お仕事などの関係で、休日（日曜日）に保育が必要なときにお預かりします。休日保育は市内6箇所の私立保育施設等で行っています。（下記実施保育施設の在園児のみが利用できます。）

○ 実施保育施設

杉の子こども園、森の子保育園、平舘こども園、大更こども園、
あしろこども園、畑保育園

5 つどいの広場・子育て支援センター

乳幼児期（小学校入学前）

保育所に入所していないお子さんとお母さんやお父さんが気軽に集まって、お子さんと一緒に遊んだり、情報交換をしたりする、子育て中の親子の交流の場です。

【内容】

リズム遊びやお絵描き、工作など、親子で楽しめる遊びや、子育てアドバイザーによる育児相談などを行っています。

【利用方法・料金】

○事前の申し込み・・・不要（ただし、森の子育て支援センターは、「子育て教室」など、一部イベントに際して申し込みが必要な場合があります）

○利用料・・・無料（一部イベントに際して実費負担あり）

【市内のつどいの広場・子育て支援センター】



名称	場所等	開館日・時間
たからっこ広場	八幡平市大更第25地割55番地13 大更・大更第二学童保育クラブ内 (☎ 0195-70-1771)	毎週 月・火・木・金・土曜日 午前10時から午後3時まで (年末年始・祝日を除く)
森の子育て支援センター	八幡平市大更第18地割301番地 森の子保育園内(☎ 0195-70-1880)	毎週 月・火・水・木・金曜日 午前9時から午後1時まで、 午後2時から4時まで (年末年始・祝日を除く)

6-1 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童の健やかな成長を支援し、児童の福祉の向上を図るため、様々な手当があります。

【児童手当】

0歳から高校3年生（18歳到達後の3月31日まで）のお子さんを養育されている方に支給される手当です。

○支給額

区分	1人当たりの月額
3歳未満（第1・2子）	15,000円
3歳以上高校終了前（第1・2子）	10,000円
第3子以降（年齢に関係なく）	30,000円

○子の数え方

- ・18歳に到達する3月31日までの子のうち、年長者を第1子とします。
 - ・18歳に達する翌年度から22歳に達する3月31日までの子を算定対象児童数に含めることができます。
- ※経済的な負担（大学の学費など）があることを申し立てた場合に限りです。

6-2 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

【児童扶養手当】

ひとり親家庭に支給される手当です。

○支給額（令和7年4月1日時点）

- ・所得に応じて月額11,010円から46,690円までの範囲で支給
※一定以上の所得があると支給額が制限されます
- ・児童の人数によって加算あり

【特別児童扶養手当】

20歳未満で、一定の障害のある児童を監護する父、もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。（令和7年4月1日時点）

	対象児童	支給額
1級	身体障害者手帳1～2級程度、療育手帳A程度の精神や身体に重い障がいのある子ども	56,800円
2級	身体障害者手帳3～4級（4級は一部）程度や、精神や身体にこれと同じくらいのやや重い障がいのある子ども	37,830円

7 学童保育クラブ

仕事などのため保護者が昼間家庭にいない小学校の児童をお預かりし、生活や遊びを通して健全育成を図ります。

【対象となる方】

- 保護者が昼間家庭にいない小学校児童

【開設日・時間】

月曜日から金曜日まで	下校時から午後6時30分まで
土曜日	午前8時から午後6時まで
長期休業期間 月曜日から金曜日まで	午前8時から午後6時30分まで



【保育料】

- 保育料は無料ですが、各施設ごとに保護者会費があります。
また、入会の際にスポーツ安全保険料が必要です。

市政情報

児童家庭相談・支援

女性相談・支援

こども家庭係（こども家庭センター）

1 児童家庭相談・支援

子どもの問題や子育ての悩み・虐待などについて、こども家庭センターが相談・支援を行っています。

[相談例] ※来庁、訪問、電話、メールなどによる相談

- ・子育ての不安やイライラ、あせりがあり余裕が持てない
- ・夫、妻、祖父母と子育ての考え方が違い悩んでいる
- ・子どもが他の子に暴力をふるう
- ・子どもの行動につい怒鳴ってしまう
- ・体罰によるしつけをしてしまった

[相談実績] ※令和6年度分

- ・新規相談38人、継続相談20人 計58人
- ・延べ対応件数567件

[連携関係機関]

- ・保育施設、小・中学校及び高校、市教育委員会、県福祉総合相談センター、岩手警察署など



子ども虐待防止
オレンジリボン運動



2 女性相談・支援

困難な問題を抱える女性の悩みやDV被害などについて、女性相談支援員が相談・支援を行っています。

[相談例] ※来庁、訪問、電話、メールなどによる相談

- ・自分に自信が持てない
- ・家庭内の問題
- ・夫や恋人から暴力を受けている
- ・性暴力を受けている、性犯罪に巻き込まれた
- ・離婚を考えている



[相談実績] ※令和6年度分

- ・新規相談4人、継続相談14人 計18人
- ・延べ対応件数293件

[連携関係機関]

- ・保育施設、小・中学校及び高校、市教育委員会、法テラス、岩手弁護士会、県配偶者暴力相談支援センター、岩手警察署など

女性に対する暴力をなくす運動
パープルリボン運動

